

柏健保第662号
令和5年7月13日

柏市国民健康保険運営協議会
会長 百瀬 優 様

柏市長 太田 和美



国民健康保険料改定指針に係る審議について（諮問）

このことについて、国民健康保険法第11条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 審議を求める事項

柏市国民健康保険料の改定指針の策定について

2 概要

(1) 指針の策定目的

令和5年度予算編成においては、国民健康保険事業費納付金を支払うための保険料財源が大幅に不足し、令和4年度中に一般財源により積み立てた基金を活用して、財源を補填したところです。

一方、この収支不足は大きく、短期間での解消は困難なため、収支不足の段階的な解消に向け、指針を定めた上で計画的に保険料率の見直しを行おうとするものです。

(2) 指針の計画期間及び内容

千葉県が策定中の次期運営方針の計画期間に合わせ、令和6年度から令和11年度までの収支を推計し、収支不足の解消を図ります。

(3) 指針の主な内容

令和11年度までの柏市国民健康保険料の改定幅及び頻度について

3 指針の策定時期

令和6年度予算編成に合わせ、年内の策定を予定しています。